



人材確保・育成事業のご案内

1 補助対象者

市内に事業所を有し、製造業または情報通信業（ソフトウェア開発業等）を営む中小企業者

2 補助対象となる内容

- ① インターンシップの受入れ
- ② 市外で開催される合同面接会への参加
- ③ 人材の確保のための民間の就職支援事業の利用
- ④ 職員の技術力向上のための資格取得及び技能訓練

3 補助金の対象となる経費

インターンシップの受入れ

- ① 教材費→使用する資料の経費 ② 保険料
- ③ 委託費→インターンシップを実施するために直接的に必要となった委託費
- ④ 交通費、宿泊費（申請企業で負担する場合。）

市外で開催される合同面接会への参加

- ① 参加・出展費等 ※出展に係る資料作成費、会場までの交通費等は対象外

人材の確保のための民間の就職支援事業の利用

- ① 就職の斡旋を行う民間事業の登録料、利用料（マイナビ、リクナビ等、申請年度分）等

職員の技術力向上のための資格取得及び技能訓練

- ① 資格取得に係る講座等の受講料 ② 技能訓練施設の利用料 ③ 資格取得に係る申込費用等

※申請年度中に事業を実施し、年度末（3月31日）までに経費の支払いを完了させる必要があります。

※業者等との請負契約等や対象経費の支払いの前に補助申請が必要となります。

4 補助率・補助限度額

- ① 補助率 対象経費の1/2以内
- ② 補助限度額 20万円を限度

※市予算の定める範囲内での交付となります。採択は年間3件を予定しております（先着順）。

5 申請方法

工業振興支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付して申込みをしてください。

- ① 実施計画書
- ②-1 インターンシップの受入れ内容が分かる書類 ②-2 合同面接会成内容が分かる書類
- ②-3 民間の就職支援事業の利用内容が分かる書類 ②-4 資格取得及び技能訓練の内容が分かる書類
- ③ 見積書の写し
- ④ 会社の事業内容が分かるものの写し（会社のパンフレット等）

※工業支援事業補助金交付申請書および実施計画書の様式及び見本は下記URLより取得できます。

<https://www.city.mito.lg.jp/001437/001445/p020149.html>

※連続利用の制限があります。該当した場合は概ね2カ年度経過後に利用可能になります。詳しくはお問い合わせください。

6 申込窓口及び問合せ先

水戸市商工課 商工労政係 〒310-8610 水戸市中央 1-4-1 TEL 029-232-9185